

◆◆農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）◆◆

農地を売りたい（買いたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（又は都道府県知事）の許可
が必要です。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

※注意※ 赤枠内の下限面積は令和5年4月1日から廃止されます。

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作
すること（すべて効率利用要件）
- 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
- 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要
件）
- 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されること
などの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ
安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定
（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積（都府県：50a、北海道：2ha）が、地域の
平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農
業委員会でも面積を定めることができることとなっています。

☆ 対馬市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
厳原町（旧厳原町の地域） 豊玉町・上対馬町	20アール
厳原町（旧厳原町以外の区域） 美津島町・峰町・上県町	30アール

〔下限面積設定理由〕

管内の農家で50アール未満の農地を耕作する農家が全体の約3割であるが、地域に
よって耕地面積の大小があり、また、対馬市においては後継者不足等により耕作放棄
率が30%を超えており、新規就農を促すためにも上記の面積を定める。

※注意※ 赤枠内の下限面積は令和5年4月1日から廃止されます。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 対馬市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を28日と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

◇ 申請者の方の流れ

申請についての相談

- ・ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。
- ・ 住所：峰町三根451番地 TEL. 0920-83-0302

申請書の入手

- ・ 申請内容に応じて申請書（農業委員会にあります）をご記入いただきます。
- ・ 記入に当たっては別添の記入マニュアル（P 3）をご参照ください。

必要書類の入手

- ・ 別添の必要書類一覧表をご参照ください。
- ・ 申請書に応じて必要書類が異なります。

申請書提出前の再確認

- ・ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可するまでに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前にもういちど、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。

申請書の提出／受付

- ・ ご足労ですが、農業委員会事務局までお越しくください。
- ・ 「申請書受付のお知らせ」をお渡ししますので、許可書交付までの流れをご確認ください。

※ 上記の業務を、市役所農林・しいたけ課、各振興部地域振興課でも取り扱っています。

- ・ 対馬市役所農林・しいたけ課 TEL. 0920-53-6111
- ・ 中対馬振興部地域振興課 TEL. 0920-58-1111
- ・ 上対馬振興部地域振興課 TEL. 0920-86-3111

◇ 農業委員会等の流れ

(申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は28日です。)

申請書の提出／受付

申請内容の審査

- ・申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。また、現地調査を行います。

農業委員会総会

- ・農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定をします。

許可書の交付

- ・許可書については郵送いたしませんので、ご足労ですが、お住まいの地域を管轄する役所までお越しく下さい。

巖原町	市役所農林・しいたけ課
美津島町（濃部・賀谷・芦浦・鴨居瀬・小船越を除く）	
美津島町（濃部・賀谷・芦浦・鴨居瀬・小船越）	中対馬振興部地域振興課
豊玉町	
峰町	農業委員会事務局
上県町（鹿見・久原・女連）	
上県町（鹿見・久原・女連を除く）	上対馬振興部地域振興課
上対馬町	